

1. 諮問箇所

現行制度

備考
 1 「第1子」とは、最年長の子(最年長の子が2人以上いる場合は、そのうち1人とする。)を、「第2子」とは、第1子以外の子のうち、その次に年長の子(当該子が2人以上いる場合は、そのうち1人とする。)を、「第3子以降」とは、第1子及び第2子以外の子をいう。
 2 前項の第1子、第2子又は第3子以降の区分は、同一世帯に属する教育・保育給付認定子ども(東村山市保育所の利用者負担に関する条例施行規則で定める施設、事業又は支援を利用し、保育等の提供を受けた者に限る。)の数により認定する。ただし、特定被監護者等(子ども・子育て支援法施行令第14条に規定する特定被監護者等をいう。)が同一世帯に2人以上いる場合であって、かつ、世帯合計所得割額が57,700円未満である場合にあつては、その特定被監護者等の数により認定する。



今後の制度

【別紙】

備考
 1 (同左)
 2 第1子、第2子又は第3子以降の区分は、特定被監護者等(子ども・子育て支援法施行令第14条に規定する特定被監護者等をいう。)の数により認定する。

2. 参考資料

【東村山市保育所の利用者負担に関する条例 別表第1(第3条)】

基準階層区分	推定年収	子どもの属する世帯の所得階層区分、定義及び条件	3歳未満児						
			第1子		第2子		第3子以降		
			保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	
A	生活保護	生活保護世帯等	0	0	0	0	0	0	
B	260万円未満	A階層を除き、当該年度分(4月から8月にあつては、前年度分。以下同じ。)の市町村民税が非課税の世帯	0	0	0	0	0	0	
C	330万円未満	A階層を除き、当該年度分の市町村民税の課税額が均等割の額のみ世帯	6,600	6,400	3,300	3,200	0	0	
D1			1円以上5,000円未満	7,600	7,400	3,800	3,700	0	0
D2			5,000円以上26,800円未満	8,800	8,600	4,400	4,300	0	0
D3	360万円未満	26,800円以上48,600円未満	12,000	11,700	6,000	5,800	0	0	
D4		48,600円以上57,700円未満	13,600	13,300	6,800	6,600	0	0	
D5	470万円未満	57,700円以上72,800円未満	13,600	13,300	6800	6600	0	0	
D6		72,800円以上97,000円未満	16,300	16,000	8150	8000	0	0	
D7	640万円未満	97,000円以上133,000円未満	18,700	18,300	9,350	9,100	0	0	
D8		133,000円以上169,000円未満	21,600	21,200	10,800	10,600	0	0	
D9	930万円未満	169,000円以上185,500円未満	25,700	25,200	12,850	12,600	0	0	
D10		185,500円以上202,000円未満	29,100	28,600	14,550	14,300	0	0	
D11		202,000円以上218,500円未満	32,400	31,800	16,200	15,900	0	0	
D12		218,500円以上235,000円未満	35,000	34,400	17,500	17,200	0	0	
D13		235,000円以上251,500円未満	38,500	37,800	19,250	18,900	0	0	
D14		251,500円以上268,000円未満	40,900	40,200	20,450	20,100	0	0	
D15		268,000円以上284,500円未満	43,000	42,200	21,500	21,100	0	0	
D16		284,500円以上301,000円未満	45,500	44,700	22,750	22,300	0	0	
D17	1,130万円未満	301,000円以上325,000円未満	47,200	46,300	23,600	23,100	0	0	
D18		325,000円以上349,000円未満	49,200	48,300	24,600	24,100	0	0	
D19		349,000円以上373,000円未満	51,100	50,200	25,550	25,100	0	0	
D20	1,130万円以上	373,000円以上397,000円未満	51,400	50,500	25,700	25,200	0	0	
		397,000円以上	51,600	50,700	25,800	25,300	0	0	